

6月1日(水)～7日(火)は

エイズ検査普及週間

「いきなりエイズ」ゼロ作戦!!

問い合わせ 社会健康課 ☎592140

平成27年の新たなHIV感染者・エイズ患者は1、413件(速報値)と、近年は年間1、400件を超える状況となっています。

また、診断時に既にエイズを発症しているケースが約3割あります。HIVに感染した場合にも早期に発見し、発症する前に治療を続けることで、感染前と変わらない日常生活を送ることが出来ます。早期発見のための検査機会を逃さないようにしましょう。

エイズとは

後天性免疫不全症候群とも呼ばれます。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染によって引き起こされる病気の総称で、HIVへの感染＝エイズではありません。

感染経路は限られており、HIV感染は防ぐことができます。

3つの感染経路

- ① 性的接触
 - ② 血液感染
 - ③ 母子感染
- の3つで、血液、精液、膣分泌液などを介して感染します。

HIV感染からエイズ発症まで

感染してもすぐに発症するわけではなく、感染後に発症するまで数カ月から10年経過することもあります。

感染すると免疫力が少しずつ低下し、普段はかからない弱い感染症にかかる(日和見感染)ことで発症します。

ほとんど自覚症状がなく気づきにくいいため、自覚のないままパートナーなどにも感染させる可能性があります。まずは自分の感染を知ることが感染拡大を防ぐために重要です。



感染の有無を知るために、検査を受けましょう

保健所の検査は匿名で受けられ、プライバシーは厳守されます。

HIVの感染に心あたりがある場合は、ためらわずにすぐ検査を受けましょう。

※ ただし、感染したと思われる日から3カ月以上経過しないと、正確な判定ができません。

HIV(エイズ)抗体検査・肝炎ウイルス検査

県西部保健所 ☎0829-1181

HIV抗体検査は匿名で受けられます。秘密は厳守します。

6月15日(水) 9時～11時
※ 両検査とも無料で、予約が必要です。

※ 必要です。

県西部保健所

申し込み

県西部保健所へ。

児童手当現況届

問い合わせ 福祉課 ☎592148

児童手当を受給している方は、6月中に現況届を提出する必要があります。現在手当を受給している方を対象に、6月初旬に現況届を送付しますので、申請書に必要事項を記入、押印の上、必要書類を添付して同封の返信用封筒で提出してください。

締め切り 6月30日(木) 必要書類

○申請者(保護者) 本人の健康保険証の写し

※ 単身赴任で、児童と別居している場合には、別居している児童の世帯全員の住民票と、別居監護申立書が必要です。

※ 平成28年1月1日現在、市に住所を有しない方は、前住所地の市町村が発行する「平成28年度課税台帳記載事項証明書」が必要で

申請受付後、審査を行い申請者に通知します。支払予定額および支払予定日は、通知を確認してください。その他、状況に応じて必要な書類があります。詳しくは、福祉課までお問い合わせください。